

【前文】

手話は、言語である。

私たちが人と関わって生きていく上で、言語は、必要不可欠のものである。手話は、ろう者にとって物事を考え、お互いの感情を理解し、知識を蓄え、文化を創造する上で、必要な言語として大切に育まれてきた。手話は、手の形、位置及び動き並びに非手指動作（表情及び身体の動き）により表現され、音声言語とは異なる独自の文法体系を有する言語として構成され、高度な知的活動及び情緒的活動も十分に表現できる言語として使用されてきた。

しかし、手話の歴史をふり返ってみると、手話に対する偏見や抑圧により、ろう者は、言語である手話を奪われてきた。このことは、ろう者の尊厳を深く傷つけ、心理的発達及び社会的地位の確立に大きなさまたげとなった。現在においては、平成18年に国連で採択された障害者の権利に関する条約において「手話は言語である」と明記され、これにより平成23年に障害者基本法が改正され、手話への理解が広まりつつあるものの、言語としての手話への理解はまだ十分に広まっていない。このような状況において、栗東市には、県内で唯一、聴覚障害児が学べる滋賀県立聾話学校が存在し、県下から聴覚障害のある子どもたちが日々学び、過ごしている。こうした教育環境の保障もふまえて、市民一人ひとりが言語としての手話やろう者に対する正しい理解を深めていくことが求められている。

ここに、栗東市は、手話が言語であることの認識やろう者への理解を広げ、手話を必要とする者が安心して暮らすことができるまちづくりを目指すため、この条例を制定する。

【解説】

前文では、栗東市手話言語条例の制定の背景や趣旨を説明しています。

冒頭の一文には、この条例で最も伝えたい「手話は言語である」ということを記しています。

第2段落では、人にとって言語がいかに必要なものか、ろう者にとっての言語である手話とはどのようなものかを記述しています。手話は、音声言語とは異なる独自の文法体系があり、高度な知的活動や情緒的活動も表現できる言語として、ろう者の間で使われてきたという特徴を記しています。

第3段落では、日本の歴史においてろう者、そして手話がたどった経過、手話に関する近年の社会情勢の変化を記述し、平成18（2006）年12月に国連で採択された障害者の権利に関する条約において「手話は言語である」と明記され、これにより平成23年（2011）年8月に日本国内においても障害者基本法が改正され、手話が法令上言語として認められ、かつ、位置付けられるなど、共生社会の実現に向けた機運が高まっている状況であることを指摘しています。手話への理解は広まりつつあるという一方で、言語としての理解は十分でないことから、県内で唯一の聾話

学校が存在する本市において、手話やろう者に対する正しい理解を深めていくことの意義を記しています。

以上のことから、第4段落において、本市としては、市民の間に手話が言語であることの認識やろう者への理解を広げていくことにより、手話を必要とする者が安心して暮らすことができるまちづくりを目指すことを、条例制定の目的として明らかにしています。

(目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、栗東市（以下「市」という。）の責務並びに市民等、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的な方針を定めることにより、手話が言語であることの認識及びろう者への理解を広げ、もって全ての市民等が共生していく社会の実現を目指すことを目的とする。

【解説】

この条は、条例の目的を定めたものです。

手話が言語であることの認識や、ろう者への理解を広げ、全ての市民が共生していく社会の実現を目指すことが、この条例の目的であると規定しています。実現のためには、手話に対する理解を深めるとともに、手話を使用しやすい環境を構築することが必要です。この環境構築に当たって基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者が担う役割について条例に明記し、市が今後推進していく施策の基本的な方針を定めることとしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障害者 聴覚の機能に障害がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 聴覚障害児 前号に規定する聴覚障害者のうち、概ね満18歳に満たない者をいう。
- (3) ろう者 聴覚障害者のうち、手話により日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (5) 事業者 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

【解説】

この条は、条例で使用する用語のうち、定義が必要なものについて定めたものです。

- (1) 聴覚障害者 聴覚の機能に障がいがある者（ろう者及びろう重複障がい者も含みます。）を規定しています。なお、この条例で使用する社会的障壁の定義は、昭和45（1970）年法律第84号の障害者基本法第2条第2号の規定と同義で、障がいのある人の日常生活や社会参加において次のような障壁となっているものを意味します。
 - ア 社会における事物（通行、利用しにくい施設、整備など）
 - イ 制度（利用しにくい制度など）
 - ウ 慣行（障がいのある人を意識していない慣習や文化など）
 - エ 観念（障がいのある人への偏見など）
- (2) 聴覚障害児 第1号で規定した聴覚障害者のうち、聴覚の機能に障がいがある児童をいいます。児童福祉法では児童を18歳未満と規定していることを参考に、通学している生徒の年齢幅を考慮して「概ね」と規定しました。
- (3) ろう者 第1号で規定した聴覚障害者のうち、手話により日常生活及び社会生活を営む者をいいます。
- (4) 市民等 栗東市在住の人のほかにも手話を必要とする者が安心して暮らすことができるまちづくりの観点から市外から通勤・通学する人も含めて市民等と位置付けています。
- (5) 事業者 市内において、店舗や会社等を所持し、事業を行っている個人や法人、その他の団体を指しています。

（基本理念）

第3条 手話に対する理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の構築は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 手話が言語であるとの認識に基づき、市民等が手話により相互に意思を伝える権利を有し、その権利は尊重されること。
- (2) ろう者が、自立した日常生活を営み、主体的に社会参加ができること。

【解説】

この条は、この条例の基本理念を定めています。

この条例の目的である手話が言語であることの認識及びろう者への理解を広げるためには、第1号では、手話が言語であるとの認識に基づき、市民の誰もが手話により相互に意思を伝える権利を有しており、その権利は尊重されることを定めています。

第2号では、基本理念として、ろう者が、自立した日常生活を営み、主体的に社会参加ができることを定めました。

これらの規定は、手話が言語であるとの認識及び手話により相互に意思を伝えあう権利に加えて、ろう者が自立して生活し、自らの意志や判断に基づいて社会参加できることが、条例の目的達成に重要であるとの考えに基づいています。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、言語としての手話に対する理解を深め、普及させる施策を総合的かつ計画的に策定し、推進するものとする。

【解説】

この条は、市の責務を定めたものです。

手話に対する理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の構築のために、基本理念にのっとり、手話の言語としての認識に関する必要な施策を、総合的かつ計画的に推進することを定めています。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。
2 市民等は、手話を言語として認識し、ろう者への理解を深めるよう努めるものとする。

【解説】

この条は、市民等の役割を定めたものです。共生していく社会の実現に当たっては、市民が基本理念に対して理解を深め、市が推進する施策に協力していただくことが欠かせません。また、地域社会で共に暮らす一員として、手話を言語として認識し、ろう者への理解を深めるよう努めることが大切です。

(ろう者の役割)

第6条 ろう者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び普及に努めるものとする。

【解説】

この条は、ろう者の役割を定めたものです。市の施策推進、手話の意義及び普及に当たっては、市民が手話を言語として認識するよう努めるだけでなく、ろう者も共に基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力することが大切であるとの考えに基づき、規定しました。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

【解説】

この条は、事業者の役割を定めたものです。

事業者に対し、基本理念に対する理解を深め、市の推進する施策に協力するよう求めるとともに、事業者が意思疎通の支援等ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備について努めることとしています。

(施策の推進)

第8条 市長は、第4条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び普及のための施策
- (2) 手話を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) 聴覚障害児の手話の獲得に関する施策
- (4) その他市長が必要と認める施策

【解説】

この条は、市長が、手話が言語であることの認識及びろう者への理解を広げるための施策の基本方針を示したものです。

第1号は、手話に対する理解及び普及のための施策として、手話についての正しい理解や普及啓発に取り組むことを想定しています。

第2号は、手話を使いやすい環境づくりに関する施策として、手話学習者を増やすことや情報保障を充実させる等、手話を使用しやすい環境整備を想定しています。

第3号は、聴覚障害児の手話の獲得に関する施策として、乳幼児期から手話を獲得することが重要であることから、機会の確保を図る取り組みを想定しています。

第4号は、その他市長が必要と認める施策として、必要に応じた取り組みに対する施策を行うことを記述しています。

(協議の場)

第9条 市長は、前条各号に規定する施策及び施策の実施状況について、ろう者その他関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

【解説】

この条は、協議の場を設けることについて定めたものです。

市長は、手話の言語としての認識に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、推進する施策を実施するに当たって、ろう者その他関係者の意見を聞くため協議の場を設けなければならないとしています。協議の場の意見を聞いた上での施策の推進を図ることで、計画的に手話の言語としての認識に関する施策に取り組むことをねらいとしています。

(財政上の措置)

第10条 市は、第8条各号に規定する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

この条は、財政上の措置について定めたものです。条例に基づく施策を推進するに当たり、一定の財政措置が必要になることから、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとしています。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条は、この条例に関し、施策を推進していく上で必要な事項は、市長が別に定めることを定めたものです。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行日について定めたものです。